

(問1)『覚醒剤原料の取扱い』の6ページ(覚醒剤原料の注意事項)について、ADHD患者が他の病院で交付されたビバンセ(覚醒剤原料)を持参して入院した場合の取扱いについて確認したい。本人による自己管理ができないと判断される場合であって、他に管理ができる家族の付き添いもない場合、病棟の看護師詰所等での管理はできないのか。持参薬であるビバンセを廃棄して当院で新たに処方することになると患者の負担となる。

→病棟の看護師詰所等での管理が可能です。管理する場合は、鍵を掛けた場所(ロッカーや金庫を保管設備とする場合はボルト等で固定)で管理してください。帳簿には()書きで受け入れ数量を記載し、残高には加えず、備考欄に譲り受けた患者氏名及び入院後施用の旨を記載してください。なお、覚醒剤原料が必要でなければ、患者に廃棄させてください。

(問2)『覚醒剤原料の取扱い』の7・8ページ(覚醒剤原料の注意事項)について、何をもって所有権が移転している・していないを判断すればよいか。基準を教えてください。

→入院患者においては、自己管理の有無が基準となります。自己管理の場合は所有権が移転していますが、看護師詰所等の病棟で管理していた場合であって、医薬品としての品質に問題がない場合は再利用することができます。

(問3)『覚醒剤原料の取扱い』の6ページ(覚醒剤原料の注意事項)について、「③外来患者やその家族等が、不用となった医薬品である覚醒剤原料を持参した場合には、当該覚醒剤原料を交付した医療機関でのみ譲り受けることができます。」とのことだが、「交付」とは院内処方のみを指すのか、もしくは、院外処方でも処方医が当院の医師であれば交付したとみなしてよいか。

→交付とは、院内処方で現物を交付した場合のことを指します。